

大和郡山市生産緑地地区指定要綱

（目的）

第1条 この要綱は、都市農地等を計画的かつ永続的に保全し、良好な都市環境の形成に資するため、生産緑地法（昭和49年法律第68号。以下「法」という。）に基づく生産緑地地区の指定について必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法及び都市計画法（昭和43年法律第100号）において使用する用語の例のほか、次に定めるところによる。

- （1）主たる従事者 農地等に係る農林漁業の主たる従事者をいう。
- （2）故障認定者 過去に生産緑地法施行規則（昭和49年建設省令第11号。以下「規則」という。）第5条に規定する故障を理由に生産緑地の指定が解除された農地等の主たる従事者をいう。

（指定要件）

第3条 生産緑地地区に指定できる農地等は、市街化区域（都市計画法第7条第1項の規定による市街化区域をいう。）内にある農地等で、次の各号に掲げる要件に全て該当する一団のものの区域とする。

- （1）現に営農の用に供されている農地等であること。
- （2）著しく急傾斜の崖地でないこと。
- （3）極端に不整形な土地でないこと。
- （4）道路法（昭和27年法律第180号）第2条に規定する道路に2m以上接していること。
- （5）安全性を確保するため等、やむを得ず塀や門等を設置する必要がある場合については、接道する道路からの視認性を確保できること。
- （6）一団のものの区域（道路法第2条に規定する道路により分断されている場合を除く。）の面積が300㎡以上であること。
- （7）大和郡山市立地適正化計画に定める居住誘導区域の外であること。
- （8）用排水その他の状況を勘案して農林漁業の継続が可能な条件を備えていると認められるものであること。
- （9）法第3条第4項に規定する農地等利害関係人の同意が得られていること。

(指定しない農地等)

第4条 生産緑地に指定できない農地等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 過去に生産緑地地区の指定を受けた農地等であって、法第10条の規定に基づく買取りの申出がされ、同法第14条の規定により行為の制限が解除されたもの。ただし、指定の申出者が以前の所有者と異なる場合はこの限りではない。
- (2) 当該農地等の主たる従事者の年齢が、申出日において満65歳以上のもの。ただし、申出日において満65歳未満の後継者を指名できる場合はこの限りではない。
- (3) 当該農地等の主たる従事者が、故障認定者であるもの
- (4) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項第7号又は第5条第1項第6号に規定する農地転用の届出が行われているもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法その他関係法令から生産緑地地区の指定に支障があると市長が認めるもの

(指定の申出を行うことができる者)

第5条 生産緑地の指定の申出を行うことができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 申出しようとする土地の所有者
- (2) 申出しようとする土地について、農地基本台帳に記載された者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員でない者

(指定の申出)

第6条 自己の所有する農地等について生産緑地地区の指定を受けようとする者は、大和郡山市生産緑地地区指定申出書（様式第1号）に、次に掲げる書類及び図面を添えて、市長に申し出なければならない。

- (1) 大和郡山市生産緑地地区指定同意書（様式第2号）
- (2) 公図の写し
- (3) 土地登記事項証明書（申出時前3ヶ月以内の全部事項証明書）
- (4) 印鑑証明書（申出時前3ヶ月以内のもの）
- (5) 主たる従事者の年齢が確認できる書類
- (6) 主たる従事者が申出日において満65歳以上の場合、後継者に指名されるものの年齢が確認できる書類
- (7) 大和郡山市生産緑地地区誓約書（様式第3号）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる書類のうち市長が必要と認めるもの
 - ア 現況写真（営農状況がわかるもの）
 - ア その他市長が特に必要と認めるもの

(指定)

第7条 市長は、前条の規定による申出があった場合において、審査の上、これを適当と認めるときは、大和郡山市都市計画審議会の議を経て、生産緑地地区として都市計画に定めるものとする。

(指定等の通知)

第8条 市長は、第6条の規定による申出に係る農地等を大和郡山市生産緑地地区に指定したときは、当該申出をした者に対し、大和郡山市生産緑地地区指定決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

2 市長は、第6条の規定による申出に係る農地等を審査の上、大和郡山市生産緑地地区に指定することが適当でないと認めたときは、当該申出をした者に対し、大和郡山市生産緑地地区指定申出却下通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(管理の指導)

第9条 市長は、生産緑地地区に指定した農地等の適正な管理について、良好な都市環境の形成に資するよう、大和郡山市農業委員会の協力の下に指導を行うものとする。

(適切な保持)

第10条 生産緑地地区の指定を受けた者は、農地等を適正に管理するとともに、苦情又は紛争が生じた際に、誠意をもってその解決に当たるものとする。

(指定状況の変更)

第11条 生産緑地地区の指定を受けた者は、生産緑地地区の所有者、主たる従事者、後継者、地積又は地番の変更等が生じた場合、市長に生産緑地変更届（様式第6号）を提出しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、生産緑地地区の指定について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 この要綱は、令和 5年 7月 1日から施行する。